

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】令和3年1月28日(2021.1.28)

【公開番号】特開2019-165305(P2019-165305A)  
 【公開日】令和1年9月26日(2019.9.26)  
 【年通号数】公開・登録公報2019-039  
 【出願番号】特願2018-51132(P2018-51132)  
 【国際特許分類】

H 0 4 N 5/225 (2006.01)  
 G 0 3 B 13/02 (2021.01)  
 G 0 3 B 17/00 (2021.01)  
 G 0 3 B 17/02 (2021.01)  
 G 0 3 B 17/56 (2021.01)

【F I】

H 0 4 N 5/225 1 0 0  
 G 0 3 B 13/02  
 G 0 3 B 17/00 Q  
 G 0 3 B 17/02  
 G 0 3 B 17/56 C  
 H 0 4 N 5/225 2 0 0  
 H 0 4 N 5/225 4 5 0

【手続補正書】  
 【提出日】令和2年12月8日(2020.12.8)  
 【手続補正1】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0007  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【0007】

上記目的を達成するために、本発明は、装置本体と、前記装置本体から上方に延びる前脚部および後脚部と、前記前脚部と前記後脚部の間を撮像光学系の光軸に略平行に接続する把持部と、を有するハンドルと、撮像光学系の光軸方向における前記ハンドルの前方に前記ハンドルと一体に形成される前方部と、前記前方部に対して第1回転軸部を介して略水平方向に回動可能に支持される表示ユニットと、を備え、前記前脚部の側面には、第1の外部機器が接続されるコネクタが設けられていることを特徴とする。

【手続補正2】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】  
 【請求項1】

装置本体と、  
 前記装置本体から上方に延びる前脚部および後脚部と、前記前脚部と前記後脚部の間を撮像光学系の光軸に略平行に接続する把持部と、を有するハンドルと、  
撮像光学系の光軸方向における前記ハンドルの前方に前記ハンドルと一体に形成される前方部と、  
 前記前方部に対して第1回転軸部を介して略水平方向に回動可能に支持される表示ユニ

ットと、を備え、

前記前脚部の側面には、第1の外部機器が接続されるコネクタが設けられていることを特徴とする撮像装置。

【請求項2】

前記コネクタは、前記表示ユニットよりも下側で、かつ下側に向かうにつれて所定の角度だけ内側に傾斜した前記側面に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の撮像装置。

【請求項3】

前記第1の外部機器は、外付けマイクであることを特徴とする請求項1又は2に記載の撮像装置。

【請求項4】

前記表示ユニットは、前記光軸に略平行な収納状態と表示面が視認できる少なくとも二つの使用状態との間で前記第1回転軸部を中心として回動可能に支持され、前記使用状態において前記第1回転軸部に略直交する第2回転軸部を中心として回動可能に支持されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項5】

前記表示ユニットの先端部は、前記収納状態において、前記コネクタより後側に配置されていることを特徴とする請求項4に記載の撮像装置。

【請求項6】

前記前方部には、前記第1回転軸部と前記第2回転軸部を有するヒンジが固定され、前記ヒンジおよび前記表示ユニットの上方を覆う上側ユニットをさらに備えることを特徴とする請求項4又は5に記載の撮像装置。

【請求項7】

前記上側ユニットは、前記第1回転軸部と略同一軸の開口部を有し、前記ヒンジには、前記開口部に係合する凸部が前記第1回転軸部と略同一軸上に設けられており、前記凸部には、前記開口部より外形の大きいフランジ部材が連結されていることを特徴とする請求項6に記載の撮像装置。

【請求項8】

前記上側ユニットは、前記凸部に設けられるフレーム板金を有することを特徴とする請求項7に記載の撮像装置。

【請求項9】

前記表示ユニットと前記上側ユニットの間には、所定のクリアランスが設けられていることを特徴とする請求項6乃至8のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項10】

前記ヒンジと前記上側ユニットの間において、最も近接している箇所には、他の部材に比べて摺動抵抗の低い部材が設けられていることを特徴とする請求項6乃至9のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項11】

前記把持部の後側に回動可能に取り付けられた電子ビューファインダおよび前記把持部に設けられた第2の外部機器の取り付け部を有し、

樹脂の材料で形成された前記把持部に対して、金属の材料で形成された前記取り付け部が前記電子ビューファインダの回動軸を保持する部材と共に固定されていることを特徴とする請求項1乃至10のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項12】

前記第2の外部機器は、画像表示装置であることを特徴とする請求項11に記載の撮像装置。

【請求項13】

前記取り付け部は、前記第2の外部機器が前記把持部を把持する際の妨げにならない位置に配置されていることを特徴とする請求項11又は12に記載の撮像装置。

【請求項14】

前記取り付け部は、前記把持部の外観面を形成する部材とともに固定されていることを特徴とする請求項 1 1 乃至 1 3 のいずれか 1 項に記載の撮像装置。

【請求項 1 5】

前記把持部には、前記電子ビューファインダの収納状態で前記電子ビューファインダの凸部が収納される凹部が設けられていることを特徴とする請求項 1 1 乃至 1 4 のいずれか 1 項に記載の撮像装置。

【請求項 1 6】

前記電子ビューファインダの凸部の内部には、少なくとも前記電子ビューファインダを制御する基板が配置されていることを特徴とする請求項 1 5 に記載の撮像装置。

【請求項 1 7】

前記電子ビューファインダの回動軸の軸方向に負荷が加わった場合に、前記電子ビューファインダの凸部と前記把持部の前記凹部とが当接することを特徴とする請求項 1 5 又は 1 6 に記載の撮像装置。